

報道機関各位

市民病院 医療課

タイトル 赤穂市民病院「医療安全管理指針」の改訂について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市民病院 医療安全管理指針の改訂
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 赤穂市民病院では、医療安全体制の基本方針を定めた医療安全管理指針を改訂しました。 医療事故等の用語の定義やその理解について、赤穂市民病院ガバナンス検証委員会から、職員間で解釈の仕方が異なっており、「医療用語の定義を明確にし、併せて職員に上手く浸透させ、勝手な解釈をすることのない体制を構築することがまずもって必要である」との提言を受けました。 このため、医療安全に関する院内の共通理解と浸透のため、他の医療機関を参考に医療安全管理指針を改訂しました。 改訂の主な内容 ①医療安全に関する用語の定義を見直し ②合併症の報告基準を明文化 ③医療安全体制に関する表記の整理 ④医療安全対策実施要項等との重複部分の整理	
問い合わせ先	部課係名：市民病院 医療安全推進室／医療課 担当者名：松下佐智子（医療安全推進室）/藤田 元春（医療課） 電話：0791-43-3222 内線（ 1220 ） F A X：0791-43-8439

○添付資料（・無） ○ホームページへの掲載（・無） ○議会報告（・無）